

所沢市告示 第266号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条
第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年5月16日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

- 1 撤去した日 令和7年5月13日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 4台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

返還(保管)場所	撤去した場所
喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町2番12号) 電話04-2924-9419)	所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢 駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内
北野自転車保管場所 (北野新町一丁目9番地の13) 電話04-2949-8652	西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ 丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転 車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所沢市告示第 267 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」の下記事項について、同条第11項の規定による変更の届出があったので、同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の区分について告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

変更があった事項及びその内容（本郷自治会）

1 代表者の氏名
及び住所

--

2 変更の年月日 令和 7 年 4 月 20 日